

九州地方 ESD 活動支援センターの実施体制について

1. 九州地方 ESD 活動支援センターの実施体制について

(1) 九州地方センター

「ESD 推進ネットワークの構築に向けて」(平成 28 年 3 月 ESD 活動支援企画運営準備委員会 文部科学省 環境省作成)を踏まえ、当面の間、九州環境パートナーシップオフィス (EPO 九州) を運営団体として活用する。

※九州地方環境事務所は同センターの運営に積極的に関わる。

(2) 九州地方 ESD 活動支援企画運営委員会 (仮称)

「ESD 推進ネットワークの構築に向けて」(同上)により、地方センターは地域の ESD を推進するため、活動支援企画運営委員会を設置することとされている。

業務は、地方センターの活動方針(事業計画)や支援活動への指導、助言等となっており、具体的には、活動の方向性の具体化の検討、実施等に対する助言等を行う。

2. 九州地方センターの運営上の課題

九州地方センターを運営することとなる EPO 九州は 9 年間、環境パートナーシップ、ESD・環境教育の推進等に取り組み、ESD 等の知見、パートナーシップ促進のノウハウ等の他、全国・ブロック規模のネットワークを有している。一方、運営団体の入れ替えで、EPO 九州の組織としての中間支援力はキャリアに比例して累積されているとは言えず、活動分野も限られている。

また、EPO 九州の業務運営は、地域のステークホルダーから構成される運営委員会を設置し、EPO 九州の運営に係る助言等をいただいている。このたび、地方センターにも同様の組織体を設置するとした場合、それぞれの業務運営に混乱を招く恐れがあることから、2つの組織体の関係を整理しておく必要がある。

3. 課題に対応した実施体制

事務局としては、上記 2 の課題への対策を講ずる必要があると考え、以下の対策を検討している。

については、以下の対策案 2 についてご意見をいただきたい。

対策

1. 九州地方 ESD 活動支援企画運営委員会 (仮称) は、EPO 九州の運営委員会の ESD 分科会として位置づける。
2. 地方センター業務の円滑な実施及び実効性を確保するため、当面の間(設置後 3 年間)、九州地方 ESD 活動支援企画運営委員会 (仮称) の委員は ESD の先進的、先導的活動をしている団体等を中心に構成する。

参考

4. ネットワークの体制

C) 地方ESD活動支援センター（仮称）（以下「地方センター」）

ESD推進ネットワークの広域的なハブ機能を果たすため、広域ブロックにおけるESD活動の支援、地域ESD活動推進拠点と協働・連携した活動、さらに全国センターと協働・連携して地域と全国や海外との協働・連携を支援する組織として設置する。なお、当面の間、全国8か所にある環境省の地方環境パートナーシップオフィス（地方EPO）を活用する。

5. ネットワークの各組織の役割分担

C) 地方センター

③ESD活動のネットワーク形成機能

- ・ESD活動に関連する多様な主体の地域ネットワークの形成、相互連携事業や交流事業の実施。
- ・地方ブロックにおけるESD推進のための機関の設置・運営

※「ESD推進ネットワークの構築に向けて」から抜粋

■EPO九州の活動内容及び運営団体

主な活動内容

- ①パートナーシップ作りの支援
- ②情報収集、発信、つなぎ
- ③パートナーシップを通じたNPO活動支援
- ④ESD・環境教育の実証
 - ・H25～H27 ESD環境教育実証事業の支援等

運営団体

- | | |
|-----|---|
| 第1期 | 平成19年度（19年8月～）～平成22年度
請負団体：NPO法人コミネット協会（熊本市） |
| 第2期 | 平成23年度～平成25年度
請負団体：NPO法人環境ネットワークくまもと（熊本市） |
| 第3期 | 平成26年度～平成28年度
請負団体：特定非営利活動法人宮崎文化本舗（宮崎市） |

■九州地方ESD活動支援センター運営団体の選考等について

九州地方ESD活動支援センターの運営については、EPO九州を活用することから、EPO九州の運營業務と九州地方ESD活動支援センターの運營業務を一括して事業発注（企画競争を想定している）を行い、運営団体を選考する。

なお、契約は3年間を前提とした請負契約であるが、これは毎年度外部有識者による事業評価を行い、評価結果が良好であることが条件となる。